

福岡県飲酒運転撲滅活動功労者表彰要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、飲酒運転撲滅活動に関して特に優れた取組を行い、又は顕著な功績があったものに対する表彰について、必要な事項を定める。

第2条（表彰の対象）

表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、その業績等を表彰することが適当と認められるものとする。

（1）功労者表彰

飲酒運転撲滅活動に関して特に顕著な功績があると認められる団体又は個人

（2）飲酒運転撲滅宣言企業表彰

条例第17条第2項に規定する飲酒運転撲滅宣言企業のうち、特に優れた取組を
実践しているもの

（3）飲酒運転撲滅宣言の店表彰

条例第21条第2項に規定する飲酒運転撲滅宣言の店のうち、特に優れた取組を
実践しているもの

- 2 前項にかかわらず、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第1号若しくは第3号に該当するとき、又は法人その他の団体であって、暴力団員等がその役員となっているもの、暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの等暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するときは、表彰の対象としない。

第3条（表彰候補者の推薦）

前条第1項第1号の表彰候補者の推薦は、市町村長が、必要に応じ警察署長、交通安全協会会長又は交通安全に関する民間団体の長の意見を聴いて、推薦書（様式第1号又は様式第2号）により知事に推薦するものとする。ただし、必要があるときは、知事が推薦者となることができる。

- 2 前条第1項第2号及び第3号の表彰候補者の推薦は、公募によることとし、自薦、他薦を問わないものとする。

第4条（選考委員会等）

被表彰者の選考は、別表1に掲げる委員で構成する表彰選考委員会において行う。

- 2 選考においては、別表2に掲げる項目に従って審査する。

第5条（表彰数）

表彰数は、第2条第1項各号に掲げる表彰の区分ごとに、年間3件以内とする。ただし、前条の表彰選考委員会において、特に必要と認められたときは、この限りでない。

第6条（表彰の時期）

表彰は、毎年1回行う。ただし、必要があるときは、随時これを行うことができる。

2 表彰は、賞状を授与して行う。この場合において、知事は、必要に応じて副賞を添えることができる。

第7条（事務）

表彰に係る事務は、人づくり・県民生活部生活安全課において行う。

第8条（補則）

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月6日から施行する。

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

〔別表1〕（第4条関係）

《福岡県飲酒運転撲滅活動功労者表彰選考委員会委員》

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 福岡県人づくり・県民生活部長 |
| 委員 | ・福岡県保健医療介護部長 ・福岡県警察本部交通部長 ・福岡県教育庁教育振興部長 ・福岡商工会議所参与 ・(一社)福岡県料飲業生活衛生組合連合会事務局長 ・(一財)福岡県交通安全協会専務理事 |

〔別表2〕（第4条関係）

《表彰基準》

1 第2条第1項第1号の飲酒運転撲滅活動に関して特に顕著な功績があると認められる団体又は個人の評価は、おおむね次に定める事項について行うものとする。

（1）団体

ア 次に例示するような活動を5年以上継続していること。

（ア）飲酒運転撲滅に係る広報資料・機材作成等

（イ）飲酒運転撲滅に係る街頭啓発等

（ウ）飲酒運転撲滅大会・講演会等の開催・参加

（エ）飲酒運転撲滅に係る講習・研修等

（オ）その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組

イ 県、市町村等の取組に捉われず、独自の活動を実施していること。

ウ 代表者が、過去3年間無事故無違反であること。

（2）個人

ア 次に例示するような活動を5年以上継続していること。

（ア）飲酒運転撲滅に係る広報資料・機材作成等

（イ）飲酒運転撲滅に係る街頭啓発等

（ウ）飲酒運転撲滅大会・講演会等の開催・参加

（エ）飲酒運転撲滅に係る講習・研修等

（オ）その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組

イ 県、市町村等の取組に捉われず、独自の活動を実施していること。

ウ 職務を越えて活動を行っていること（安全運転管理者や教員等、職務上当然の仕事と考えられるものについては除外すること。）。

エ 過去3年間無事故無違反であること。

2 第2条第1項第2号の飲酒運転撲滅宣言企業のうち、特に優れた取組を実践しているものの評価は、おおむね次に掲げる取組の実施状況について行うものとする。

ア 飲酒運転撲滅推進計画の策定

イ 飲酒運転撲滅のための管理体制の整備

ウ 従業員等への広報啓発活動

エ 従業員等が業務上飲酒運転を防止するための取組

オ 従業員等への社内研修等の実施

カ その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組

3 第2条第1項第3号の飲酒運転撲滅宣言の店のうち、特に優れた取組を実践しているものの評価は、おおむね次に掲げる取組の実施状況について行うものとする。

ア 来店者への広報啓発活動

イ 来店者の飲酒運転を防止するための取組

ウ ハンドルキーパー運動の推進

エ 運転代行業者、駐車場所有者等と連携した取組

オ その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組